

あいち松田 産業保健レター

あいち松田産業医事務所

2026年11月号

今月、まず押さえること

- 1 9月から労働基準監督署は、36協定で定めた健康福祉確保措置が「実際に行われているか」を重点的に確認しています。
- 2 措置に「医師による面接指導」を選んでいるなら、対象者の決め方・実施・記録の保存まで、誰が何をするかを決めておきましょう。
- 3 10月の指針改正で、健診の機会を使ったがん検診等の提供と受診勧奨が、職場の健康づくりに位置づけられました。

今月の内容

p.2 今月の行政動向：監督指導の見直し／過労死等防止啓発月間／健康保持増進指針の改正

p.3 特集：健康福祉確保措置を「実施した記録」にする

p.4 現場のQ&A：面接指導を「回す」ための3つの疑問

創刊のごあいさつ

人事・総務・衛生管理者のみなさまへ。制度の紹介にとどまらず、日々のご相談で実際に迷いやすいところを、産業医の立場から具体的に取り上げます。4ページ目は、そのまま衛生委員会の資料としてお使いいただけます。

産業医

松田 悠司 産業医／労働衛生コンサルタント（保健衛生）

日本医師会認定産業医・労働衛生コンサルタント（保健衛生部門）・健康経営専門医・消化器病専門医・消化器内視鏡専門医

問われるのは「時間」より「措置の実施」

法律上の上限規制は変わっていません。変わったのは、労働基準監督署が何を確認するかです。

2026年9月～

監督指導が「月45時間への一律指導」から「健康福祉確保措置の実施状況の確認」へ

何が変わったか

8月19日の厚労省発表。月45時間以内への削減を求め一律の指導をやめ、9月1日から36協定で定めた健康福祉確保措置の実施状況を重点的に確認します。健康障害のおそれが高い場合は引き続き指導対象です。

会社がやること

- ☐ 自社の36協定（特別条項）で選んでいる措置を確認する
- ☐ その措置を実施した記録が残っているか点検する

出典：厚生労働省「時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導の見直し」（令和8年8月19日）

11月

過労死等防止啓発月間。重点監督と無料相談、愛知のシンポジウムは11月10日

何が変わったか

11月の啓発月間には、長時間労働が疑われる事業場への重点監督と、11月7日（土）の無料相談ダイヤルが実施されます。シンポジウム愛知会場は11月10日（火）14時から名古屋市中小企業振興会館（千種区吹上）、事前申込制です。

会社がやること

- ☐ 管理職・衛生管理者に月間とシンポジウムを周知する
- ☐ 長時間労働者の状況を衛生委員会で共有する

出典：厚生労働省「11月は『過労死等防止啓発月間』です」、同「過労死等防止対策推進シンポジウム」愛知会場ページ

2026年10月19日

健康保持増進指針を改正。がん検診など「二次予防」と受診勧奨を明記

何が変わったか

一次予防に加え、健診等の機会を使ったがん検診等の提供と、結果に基づく受診勧奨（二次予防）が望ましいとされました。対象はがん、女性特有の健康課題、歯科、骨粗しょう症、眼科。医療保険者との連携も明記されました。

会社がやること

- ☐ 健診で要精密検査となった人への受診勧奨の流れを確認する
- ☐ 加入している健康保険組合等のがん検診の案内を社内に周知する

出典：厚生労働省「『事業場における労働者の健康保持増進のための指針』について（公示）」（令和8年10月19日）、同指針 新旧対照表

産業医の視点

3本に共通するのは、「制度を置いたか」ではなく「実際に動いているか」が見られる点です。監督指導の見直しと啓発月間は、36協定で選んだ措置が動いているかを確認する機会です。指針改正で加わった受診勧奨も、案内して終わりでは動きません。健診で異常を指摘された人のうち、私がまず見るのは血圧・HbA1c・貧血です。便潜血は大腸がんを見つける検査ですが、陽性でも受診につながりにくいのが実情です。何を調べる検査なのかを伝えたくて、受診を勧めてください。

健康福祉確保措置を「実施した記録」にする

特別条項付きの36協定には、限度時間を超えて働く人への健康福祉確保措置を必ず定めます。9月からは、その措置が実施されているかが重点的に確認されます。

1

協定を確認

特別条項で選んだ措置の番号と内容を確認する

2

対象者を決める

限度時間を超えた人を抽出する

3

実施する

面接指導や休息の確保などを実際に行う

4

記録する

実施日・対象者・内容を残す

5

報告する

衛生委員会で実施状況を共有する

指針が示す9つの措置

医師による面接指導、深夜業の回数制限、勤務間インターバル、代償休日・特別な休暇、健康診断、連続休暇の取得、心とからだの相談窓口、配置転換、産業医等による助言・指導や保健指導。この中から自社で実施できるものを選びます。

記録の保存は会社の義務

措置の実施状況の記録は、協定の有効期間中とその満了後5年間（当分の間は3年間）保存します。面接指導を行った場合は、別にその結果の記録を5年間保存します。

よくある「書いただけ」の状態

- ・前年の協定を写しただけで、選んだ措置を誰も把握していない
- ・対象者の抽出が行われていない
- ・面接指導をしても、実施日や医師の意見が残っていない

面接指導の記録に入れる事項

実施年月日、労働者の氏名、医師の氏名、疲労の蓄積の状況、そのほかの心身の状況、医師の意見です。医師の意見は面接後、遅滞なく聴きます。

医師の判断軸

面接で私が最も重く見るのは睡眠です。時間だけでなく、寝つきは良いか、途中で目が覚めないか、朝早く目が覚めて眠れなくならないかを重点的に聞きます。あわせて飲酒量の変化や体重の増減も確認します。睡眠に崩れが出ている場合は、面接指導だけで済ませず、勤務間インターバルや代償休日、場合によっては就業制限など「休める時間を確保する措置」も検討の余地があると考えています。

自社の点検リスト

- | | |
|---|--|
| ☐ 協定で選んだ措置を担当者が説明できる | ☐ 限度時間超えの対象者を抽出している |
| ☐ 措置ごとに実施記録の様式がある | ☐ 記録の保存場所と保存期間が決まっている |
| ☐ 面接指導後に医師の意見を聴いている | ☐ 実施状況を衛生委員会で報告している |

出典：労働基準法施行規則17条、36協定指針（平成30年厚生労働省告示第323号）8条、記録の保存期間の経過措置（基発0401第27号）、労働安全衛生規則52条の5～52条の7、情報通信機器を用いた面接指導の留意事項（基発0915第5号）

面接指導を「回す」ための3つの疑問

複数のご相談をもとに再構成しています。

Q 協定に「医師による面接指導」と定めましたが、対象者が面接を希望しない場合はどうすればよいですか。

A 本人が希望しない面接を無理に行うことは現実的ではありません。会社としては、対象者に案内したことが分かる形を残しておけば、措置を実施したと説明できると考えています。ただし案内日や本人の回答まで細かく記録する運用は、事務方の作業量が増えるため基本的にはお勧めしていません。案内状を配布・回収し、回収までを担当者の業務に組み込むと、記録と運用を兼ねられます。希望しなかった人とも、保健指導として短時間でも接点を持てるとよいでしょう。

Q 面接指導はオンラインで行ってもよいですか。

A 条件を満たせば可能です。映像と音声で表情や様子をリアルタイムに確認できること、情報漏えい対策、衛生委員会での審議と事前の周知などが求められます。実施する医師は、事業場の産業医など、職場の状況を日頃から把握している医師が望ましいとされています。医師が対面での実施が必要と判断した場合は対面で行います。

Q 面接指導の記録は、誰がどこに保管すればよいですか。

A 保存の義務は会社にあります。ただし記録には心身の状況が含まれるため、人事評価の担当者が自由に見られる場所は避け、健康管理の担当者が権限を限定して管理してください。面接指導の結果の記録は5年間の保存が必要です。

衛生委員会で今月決めること

1. 自社の36協定で選んでいる健康福祉確保措置の番号と内容
2. 措置ごとの実施記録の様式・担当者・保存場所
3. 面接指導の対象者基準と、オンラインで実施する場合の手順

このページは、そのまま衛生委員会の配布資料としてお使いいただけます。

今月の配布様式

12月号では「長時間労働者 面接指導記録票」と「健康福祉確保措置 実施記録表」のひな形を配布予定です（メール登録者向け）。50人未満の事業場のストレスチェック義務化の準備も12月号で取り上げます。

あいち松田 産業保健レター | 発行：あいち松田産業医事務所

所在地・連絡先：<https://matsuda-sangyoui-office.com/company/> お問い合わせ：<https://matsuda-sangyoui-office.com/contact/>
配信の登録・停止：<https://matsuda-sangyoui-office.com/letter/>（配信メール末尾のリンクからも停止できます）

本レターは一般的な情報提供を目的としたもので、個別の事案に対する医学上・法務上の助言ではありません。掲載のQ&Aは複数の相談をもとに再構成しており、特定の事業場・個人の事例ではありません。